

農山漁村地域整備交付金事業

水産関係

(事業開始年度：平成22年度)

－水産庁漁港漁場整備部防災漁村課－

事業の目的・概要

農山漁村地域において、農業農村、森林、水産、海岸の各分野でそれぞれが実施してきた既存事業を見直し、地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施可能で、農山漁村地域の総合的な整備を推進する。

事業実施主体

地方公共団体等

対象事業等

- 1 水産基盤整備事業
水産物供給基盤整備、漁場保全の森づくり、漁業集落環境整備、漁港環境整備、漁村再生交付金
- 2 海岸保全施設整備事業
高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、海岸堤防等老朽化対策
海岸環境整備、津波・高潮危機管理対策
- 3 効果促進事業
上記1～2と一体となって事業効果を高めるために必要な事業
(全体事業費の20%以内)

補助率

1 / 2等

県内事例

- 1 津波・高潮危機管理対策事業
延岡市：土々呂漁港海岸 陸こう・胸壁・護岸工 (平成22～30年度)
海岸保全施設耐震調査 (平成22～23年度)
- 2 海岸堤防等老朽化対策事業
延岡市外6市町：21漁港海岸 海岸施設保全長寿命化計画策定
(平成27～30年度)
- 3 高潮対策事業
延岡市：土々呂漁港海岸 (東浜地区) 防潮堤整備
(平成30～34年度)
- 4 漁業集落環境整備事業
日南市：富土地区、夫婦浦地区 機能保全計画策定
(平成30～31年度)

主管課名	農政水産部 漁村振興課 漁港漁場整備室 (漁港担当)	電話番号	32-4478 内線2769
------	-------------------------------	------	-------------------

漁港機能増進事業

水産関係

(事業開始年度：平成30年度)

－水産庁漁港漁場整備部計画課－

事業の目的・概要

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取り組みを推進する。

事業実施主体

地方公共団体等

対象事業等

- 1 漁港機能増進事業
(省力化・軽労化・就労環境に資する施設) 便所、休憩所等

補助率

1 / 2 等

県内事例

- 1 漁港環境整備事業 (油津漁港) 便所、緑地整備 (平成30～31年度)

県主管課名	農政水産部部 漁村振興課 漁港漁場整備室 (漁港担当)	電話番号	32-4478 内線2769
-------	--------------------------------	------	-------------------

地方創生港整備推進交付金事業

(事業開始年度：平成17年度)

— 内閣府 —

事業の目的・概要

地域再生基盤強化交付金を活用することにより、地域再生計画に基づき、地方港湾と第一種漁港及び第二種漁港の施設整備を効率的に整備することにより、地域の経済基盤の強化や生活環境整備を図る。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等補助基準

- (1) 地方港湾の港湾施設の整備
- ① 地方港湾において、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設、海洋性廃棄物処理施設の整備
 - ② 離島において、駐車のために供する交通機能用地の整備
 - ③ 港湾関係補助金等交付規則実施要領についての港湾施設改良費統合補助
- (2) 第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備
- ① 第一種漁港及び第一種漁港において、都道府県が定める外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設、廃油処理施設、漁港環境整備施設の整備
 - ② 第一種漁港及び第一種漁港において、市町村が定める外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設、廃油処理施設、漁港環境整備施設の整備
- (3) 調査指導監督費
- ① 市町村が行う第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費

補助率

- (1) 地方港湾の港湾の整備
- ① 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の工事については4/10以内(離島においては、水域施設又は外郭施設の建設又は改良の工事については8/10以内、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の工事については6/10以内)
 - ② 港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良の工事については5/10以内
 - ③ 廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の工事については1/3以内
 - ④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の措置に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第13条第1項に規定する津波避難施設対策緊急事業(以下、「津波避難対策緊急事業」という。)として津波避難施設の整備については2/3以内
 - ⑤ 1から3までに規定されている以外の工事については1/3以内(離島においては5/10以内)
- (2) 第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備
- ① 1/2以内
- ただし、離島においては、外郭施設又は水域施設の整備に要する経費については8/10以内、係留施設の整備に要する経費については6/10以内、輸送施設又は漁港施設用地の整備に要する経費については5.5/10以内
- ② 津波避難対策緊急事業として整備される避難路その他の避難経路の整備に要する経費については2/3以内
- (3) 調査指導監督費
- 1/2以内

県内事例

[完了した事業]

- ・延岡市：古江港(H 2 1)連携対象漁港：都農漁港、富田漁港
- ・日向市：平岩港(H 1 7～1 9)連携対象漁港：都農漁港、富田漁港
- ・串間市：福島港(H 1 7～2 0)連携対象漁港：本城漁港
- ・串間市：福島港(H 2 2～2 3)連携対象漁港：都井漁港、市木漁港
- ・日向市：平岩港(H 2 3～2 9)連携対象漁港：都農漁港、富田漁港

[継続事業]

- ・串間市：福島港(H 2 7～3 1)連携対象漁港：都井漁港、市木漁港

県主管課名	県土整備部 港湾課（港湾担当）	電話番号	2 6 - 7 1 9 0 内線 3 0 1 0
-------	--------------------	------	-----------------------------